

盛土規制法の規定による規制区域の候補区域を公表しました

京都府では、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という）の規定による基礎調査が完了したため、9月30日に結果（候補区域）を公表いたしました。今後は、事務を進め候補区域を基に規制区域案とした後、令和7年5月1日に区域指定と合わせて本格的な法運用を開始する予定ですので、予めお知らせいたします。つきましては、貴会員様と情報共有される機会等に御周知いただければ幸いです。なお、本格的な法運用を開始するまでに、改めてお知らせする予定です。

記

1 盛土規制法の概要

盛土規制法（令和5年5月施行）では、都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を知事等の許可制とすることで危険な盛土等を規制することとしています。

京都府では、その準備として府域における盛土等に伴う災害発生の危険性を有する区域を的確に規制区域に指定するため、法の規定による「基礎調査」を実施しました。

〈法の詳細〉「盛土・宅地防災：盛土規制法総合窓口（ポータルサイト）－国土交通省－」
URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>

2 基礎調査の考え方

盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアをできるだけ広く的確に規制区域に指定できるよう、主に次の2点の調査等を実施

- (1) 人家等の分布や土地利用状況の調査及び府域に点在する既存盛土等の抽出
- (2) 地域の実状等に精通する市町村からの情報等を収集

3 基礎調査の結果公表

- (1) 府全域を規制区域の候補区域としました。（概要は図面のとおり）
- (2) 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の割合は、約6：4
- (3) ・都市計画区域内は、「宅地造成等工事規制区域」
・都市計画区域外は、「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」

※候補区域

候補区域は、市町村長への意見聴取（法定）後、規制区域案として調整予定

※宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば人家等に被害を及ぼしうる区域

※特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に被害を及ぼしうる区域

※基礎調査の結果（候補区域）は、京都府のホームページを通じて公表しています。

タイトル：「盛土規制法の規定による基礎調査結果の公表について」

URL：<https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/news/morido.html>

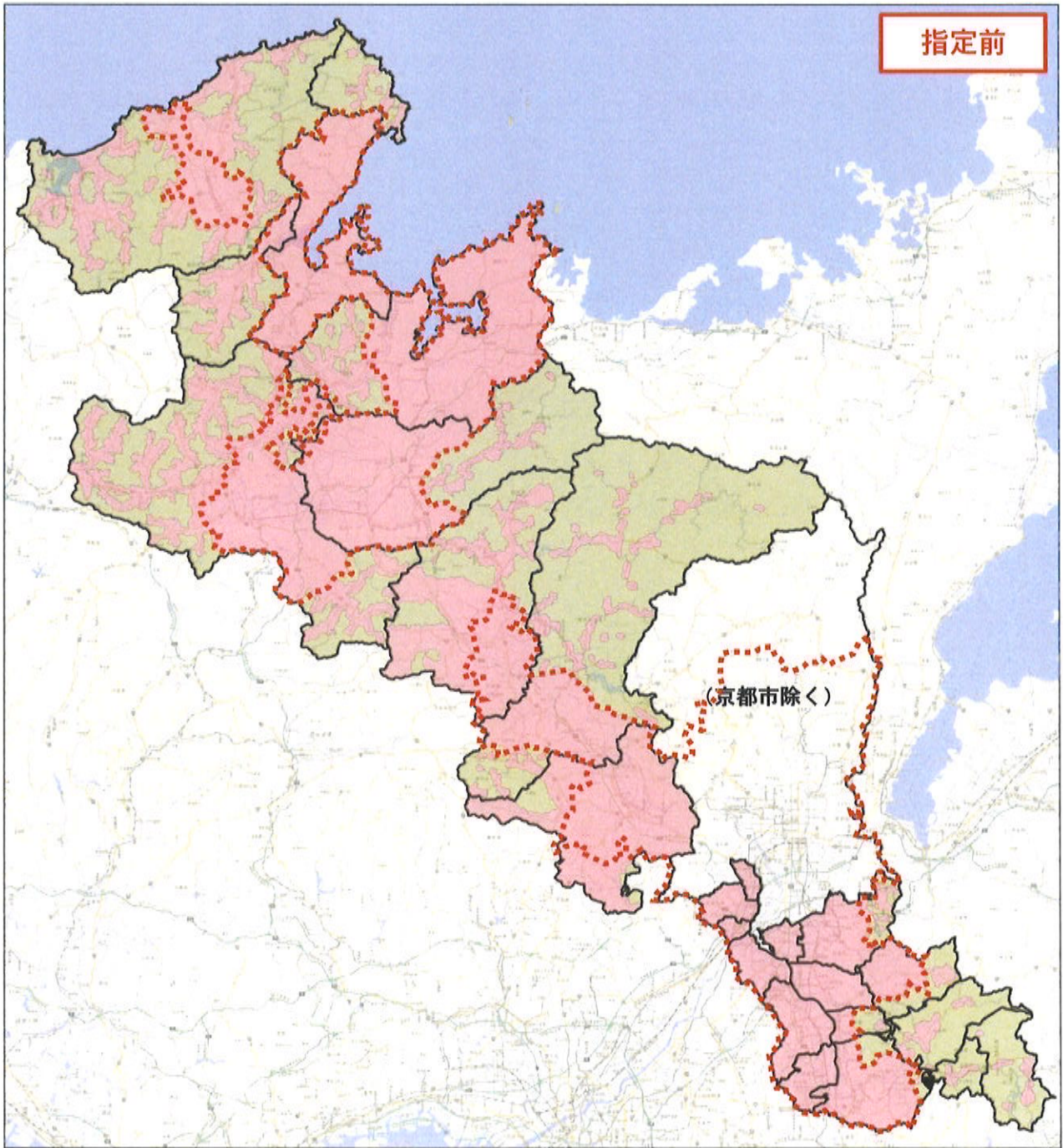
※京都市は、令和6年6月6日に規制区域の指定及び許可等の運用を開始されました。

〈京都市HP〉URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>

【お問合せ】京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係

電話：075-414-5347 E-mail：kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

盛土規制法による規制区域の候補区域（京都府全域）



0 5 10 15 20 km

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JH s 76

- 凡例
- 宅地造成等工事規制区域の候補区域
 - 特定盛土等規制区域の候補区域
 - 行政区画
 - 都市計画区域